

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会 公印管理規程

平成20年4月1日 制定

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会の公印の種類、保管、使用等について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人村上市社会福祉協議会長之印
- (2) 村上市社会福祉協議会長印

(公印の規格)

第3条 公印の規格、個数は、別表のとおりとする。

(公印の管理責任者)

第4条 公印の管理責任者は、正印は事務局長、副印は支所長とし、事務局長、支所長の不在のときは、会長があらかじめ指定する者とする。

(新調、改刻、廃止)

第5条 公印を新調、改刻又は廃止しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

- 2 公印の管理責任者は、公印台帳を備え、新調、改刻、廃止等を明らかにしなければならない。

(公印の使用)

第6条 公印は、公印の管理責任者又はその指定する者でなければ使用することができない。

(公印の陰影の印刷)

第7条 公印の陰影を印刷しようとするときは、公印の管理責任者の承認を受けなければならない。

(公印の持出し)

第8条 公印は、公印の管理責任者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持出してはならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別 表

種 類	個数	規 格	備 考
社会福祉法人村上市社会福祉協議会長之印	1	方 24mm	正印 本所保管
社会福祉法人村上市社会福祉協議会長之印	4	方 24mm	副印 各支所保管
村上市社会福祉協議会長印	1	方 18mm	本所保管